

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第13号

(所 管) 総務部 学務課

件 名	堺市就学援助規則の一部改正について
提 案 理 由	① 堺市立大泉中学校において令和5年度から全員喫食制給食を実施することに 伴い、給食費に係る援助金の支給を行うこととし、所要の改正を行うため、 本件を上程するものである。 ② 申請書を教育長に直接提出する場合の申請に関する事項等について、本規 則に定めることとし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案(報告)の 概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 給食費に係る援助金の支給対象を児童又は全員喫食制給食実施校の生徒 とするもの (2) 申請書を教育長に直接提出する場合の申請方法等について、現行、毎年 度、教育長の決裁を得ているところ、今後は、次のとおり定めるもの ア 申請方法を郵送又は電子申請とするもの イ 郵送による場合は消印の日をもって提出したこととみなすもの ウ 入学準備金に係る申請の期間について、入学予定の前年の11月1日から 休日を除く10日間とするもの (3) その他規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和5年4月1日
備 考	
議決後必要と なる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案につい ては、異議がないものとして回答する。 □ その他( )

議案第 13 号

堺市就学援助規則の一部改正について

堺市就学援助規則の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 27 日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井 明彦

堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第3条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する申請書を教育長に直接提出する方法は、郵送又は電子申請に限ることとし、郵送による場合は、消印の日をもって教育長に対して提出したものとみなす。

第7条第1項ただし書中「児童福祉法第50条」の次に「第6号の2及び」を加え、同項第1号中「堺市立中学校に在籍する生徒に係るものを除く」を「児童又は全員喫食制給食実施校に在籍する生徒に係るものに限る」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

申請の区分	申請の期日（第3号にあっては、期間）	就学援助申請書の経由先
(1) 全期分（4月分から翌年の3月分までをいう。）の申請	4月末日	区役所企画総務課長（南区役所にあつては区政企画室長）又は校長
(2) 随時分（申請があつた日の属する月分から当該年度の3月分までをいう。）の申請	各月（3月及び4月を除く。）の末日	区役所企画総務課長（南区役所にあつては区政企画室長）又は校長
(3) 入学準備金（小学校への入学に係るものに限る。）に係る申請	入学する予定の前年の11月1日から起算して10日目に当たる日までの期間 （堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）は当該期間に算入しない。）	区役所企画総務課長（南区役所にあつては区政企画室長）

備考 この表において「申請の期日」とは、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日をいう。ただし、第3条第2項の教育長に直接提出する場合を除く。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（申請）</p> <p>第3条 就学援助を受けようとする保護者は、別表左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表中欄に定める期日までに就学援助申請書を教育長に直接提出し、又は同表右欄に定める者を経由して提出しなければならない。ただし、要保護者に係る申請の期日については、教育長が別に定めるものとする。</p> <p>（就学援助の内容及び支給方法）</p> <p>第7条 就学援助は、次に掲げる費用を支給することにより行う。ただし、保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助又は児童福祉法第50条第7号に規定する費用として支給を受けたもののうちに、次に掲げる費用のいずれかに相当するものがある場合は、当該相当するものに係る援助金は支給しないものとする。</p> <p>(1) 給食費（<u>堺市立中学校に在籍する生徒に係るものを除く。</u>）</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>（申請）</p> <p>第3条 就学援助を受けようとする保護者は、別表左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表中欄に定める期日までに就学援助申請書を教育長に直接提出し、又は同表右欄に定める者を経由して提出しなければならない。ただし、要保護者に係る申請の期日については、教育長が別に定めるものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する申請書を教育長に直接提出する方法は、郵送又は電子申請に限ることとし、郵送による場合は、消印の日をもって教育長に対して提出したものとみなす。</u></p> <p>（就学援助の内容及び支給方法）</p> <p>第7条 就学援助は、次に掲げる費用を支給することにより行う。ただし、保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助又は児童福祉法第50条第<u>6号の2及び第7号</u>に規定する費用として支給を受けたもののうちに、次に掲げる費用のいずれかに相当するものがある場合は、当該相当するものに係る援助金は支給しないものとする。</p> <p>(1) 給食費（<u>児童又は全員喫食制給食実施校に在籍する生徒に係るものに限る。</u>）</p> <p>(2)～(9) 略</p>

別表（第3条関係）

申請の区分	申請の期日	就学援助申請書の経由先
(1) 全期分（4月分から翌年の3月分までをいう。）の申請	4月末日	区役所企画総務課長（南区役所 にあつては区政企画室長）又は 校長
(2) 随時分（申請があつた日の属する月分から当該年度の3月分までをいう。）の申請	各月（3月及び4月を除く。）の末日	区役所企画総務課長（南区役所 にあつては区政企画室長）又は 校長
(3) 入学準備金（小学校への入学に係るものに限る。）に係る申請	入学する予定の <u>年度の前年度において教 育長が定める期日</u>	区役所企画総務課長（南区役所 にあつては区政企画室長）

備考 この表において「申請の期日」とは、その日が堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近

別表（第3条関係）

申請の区分	申請の期日（第3号 にあつては、期間）	就学援助申請書の経由先
(1) 全期分（4月分から翌年の3月分までをいう。）の申請	4月末日	区役所企画総務課長（南区役所 にあつては区政企画室長）又は 校長
(2) 随時分（申請があつた日の属する月分から当該年度の3月分までをいう。）の申請	各月（3月及び4月を除く。）の末日	区役所企画総務課長（南区役所 にあつては区政企画室長）又は 校長
(3) 入学準備金（小学校への入学に係るものに限る。）に係る申請	入学する予定の <u>前年の11月1日から起 算して10日目に当 たる日までの期間</u> （堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）は当該期間に算入しない。）	区役所企画総務課長（南区役所 にあつては区政企画室長）

備考 この表において「申請の期日」とは、その日が休日に当たるときは、

い休日以外の日をいう。

その日前においてその日に最も近い休日以外の日をいう。ただし、第3条第2項の教育長に直接提出する場合を除く。